

平成 2 2 年第 1 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 2 年 2 月 1 7 日)

平成 2 2 年第 1 回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成 2 2 年 2 月 1 7 日（水）

○告示年月日 平成 2 2 年 2 月 1 0 日（水）

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成 2 2 年 2 月 1 7 日（水） 午後 2 時 0 0 分

○閉 会 平成 2 2 年 2 月 1 7 日（水） 午後 3 時 2 5 分

○出席議員（13名）

1 番	炭 本 範 子	3 番	木 村 浩 三
4 番	阪 本 明 治	5 番	上 好 忠 次
6 番	山 口 勝 己	7 番	佐々木 雅 彦
8 番	宮 崎 睦 子	9 番	青 山 まり子
1 0 番	石 田 春 子	1 1 番	岩 崎 宗 雄
1 2 番	杉 浦 正 省	1 3 番	中 野 重 高
1 4 番	北 猛		

○欠席議員（1名）

2 番 山 本 喜 章

○会議録署名議員

8 番 宮 崎 睦 子 9 番 青 山 まり子

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長） 木 村 要 理事（木津川市長） 河 井 規 子
理事（笠置町長） 松 本 勇 理事（和束町長） 堀 忠 雄
理事（南山城村長） 手 仲 圓 容
会計管理者（精華町会計管理者） 安 岡 誠

○事務局職員出席者

事務局長 林 幸 造 主幹 福 田 全 克
主査 國 子 慶 順

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 2 1 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算
(第 2 号) の件
- 第 4 議案第 2 号 平成 2 1 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別
会計補正予算 (第 1 号) の件
- 第 5 議案第 3 号 平成 2 2 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件
- 第 6 議案第 4 号 平成 2 2 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別
会計予算の件
- 第 7 議案第 5 号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団
体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合規約
の変更の件

平成２２年第１回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成２２年２月１７日（水）

相楽会館 小ホール

（午後２時００分 開会）

○議長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、平成２２年第１回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、広報掲載のため、議場内での写真撮影の申し出があり、これを許可しましたのでご了承願います。

平成２２年第１回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、各市町村議会での活動など、公私極めてご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

２月も半ばを過ぎ、春の訪れも間近になってまいりましたが、まだまだ厳しい寒さの毎日であります。議員の皆様方には、３月議会を控え、公私極めてご多用のところご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今定例会に提案されます案件は、平成２２年度予算を中心に平成２１年度補正予算など、極めて重要な案件が提案されます。

慎重なご審議の上、適切妥当な結論が得られますことをお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営にご協力賜りますよう、あわせてお願いを申し上げます。

簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日の会議に欠席の通告議員は、２番山本喜章議員であります。

ただいまの出席議員は１３名で、定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

代表理事からあいさつを受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事 皆さん、こんにちは。

平成２２年第１回定例議会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成２２年第１回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきまして、議員の皆様方におかれましては大変ご多用な中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、政府は一般会計の総額が過去最大の９２兆円余りに上る、来年度予算案を国会に提出されました。今、衆議院で審議されているところであります。

また、２１年度補正予算につきましては、一次配分については交付申請が受理されま

した。二次補正のきめ細やかな臨時交付金も交付申請が終わり、それぞれ3月議会で提案される、このように思っておるところでございます。

平成22年度予算案につきましては、政権公約に掲げられました主な政策が盛り込まれ、一般会計の総額が9兆2,992億円と、今年度の当初予算と比べて3兆7,000億円余り増え、過去最大規模のところでございます。

一方、景気悪化によります税收減も補うため、国債の発行額は4兆3,030億円に上り、当初予算では戦後初めて国債の発行額が税收を上回り、実に歳入の48%を国債に依存するという極めて深刻な状況の中にあります。

子ども手当の創設や高校授業料の実質無料化、医師不足解消など、段階的实施、雇用対策など盛り込まれておりますが、事務処理や財源問題などで地方にも影響が及ぶ内容もございますことから、今後の国会での審議に大いに注目してまいりたいと考えております。

構成市町村の財政は地方交付税の抑制や社会福祉関係経費の増加等により、非常に厳しい状況が続いております。そうした中、財源の約75%が構成市町村の分担金であります本組合といたしましては、事務の効率化を図りながら、効果的な組合運営を目指し経常経費の徹底した節減により歳出を抑える一方、し尿処理事業を中心に地域住民の期待に的確に応えられるよう、各種事業に取り組んでいるところでございます。

それでは、この機会をいただきまして、昨年11月24日開催をいただきました定例会以降の当組合の主な内容についてご報告申し上げます。

始めに、本年3月1日開設の「相楽消費生活センター」についてのご報告でございます。

現在、センター開設に向けまして、相楽会館講習室、この隣でありますけれども、改修工事中でございます。業者選定にあつては一般競争入札により業者を決定し工事を進めており、今月22日には完成予定でございます。また、25日には、備品の納入、電話工事を予定しており、センターの開設に向けて準備を進めているところでございます。

また消費生活相談員につきましては、去る2月1日に採用試験を行い、3名の方を採用いたします。

次に、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、「京都南部環境事業協同組合」に委託して業務を遂行しており、本年度で5年が経過しようとしておりますが、自立的な運転維持管理が可能となつてきておりますとともに、適正に処理業務が行われておりますことをご報告申し上げます。

次に、ふるさと市町村圏振興事業についてでございます。

去る1月31日に「地域資源を活かしたまちづくり - 圏域の住民の立場から考える“学研都市”」をテーマとしたシンポジウムを、日本原子力研究開発機構 関西光科学研究所

で開催いたしました。皆さんもおいでいただいたところでございます。本シンポジウムには、約１３０人の方々の参加により京都府立大学准教授の宗田先生の基調講演や、地域で活動されている団体の代表などによりますパネルディスカッションがなされました。

また、広域観光マップ「相楽逍遥記」を作成いたしました。今後は、「平城遷都１３００年祭」が相楽圏域に隣接する奈良市を中心に開催され、また、来年には「国民文化祭・京都２０１１」が開催されますので、これらのイベント開催ともあわせまして、圏域一体となった観光ＰＲに取り組んでいきたいと考えております。そのために作成したものでございます。

最後に、休日急病診療所の設置についてでございます。現在、山城南医療圏においては、休日急病診療所が設置されておらず、課題となっておりますが、去る１月２５日の定例理事会におきまして、必要性のある重要な問題であり引き続き協議をするとし、その方法は、理事会が担当課長会議等でそれぞれの市町村の担当課長においでをいただいて、そういった会を通して諮問をし、その検討会から答申を受けまして、理事会で決定するというふうな方向にございます。

これを受けまして、各市町村から課長級以上１名を委員として推薦をし、検討会を設置して議論を進めていくこととしており、今月２３日に第１回の検討会の開催を予定しております。

さて、今定例議会に提案いたします議案は、平成２２年度一般会計予算及び特別会計予算等５件でございます。

ご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長 ありがとうございます。

議事日程のご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１２条の規定により、議長において指名します。

８番宮崎睦子議員、９番青山まり子議員を指名します。

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る２月４日開催の議会運営委員会において、本日１日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日間に決定いたしました。

日程第３、議案第１号 平成２１年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第２号）の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第１号を提案させていただきます。

議案第１号、平成２１年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第２号）について、平成２１年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第２号）を別添のとおり定めます。

平成２２年２月１７日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ８７５万４，０００円を減額し、補正後の総額を６億５，０８４万６，０００円とするものでございます。歳入歳出予算補正の内容でございますが、まず、歳入につきましては市町村分担金は１０２万６，０００円の減、使用料及び手数料は１，００９万円の減、繰越金は２３６万２，０００円の増となっております。

次に、歳出では、し尿収集運搬業務委託料８５２万５，０００円の減、水質・大気分析委託料３９万１，０００円減など、衛生費で８９１万６，０００円の減とするものが主なものでございます。

以上、平成２１年度一般会計補正予算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。

終わります。

○議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

- 議長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号 平成 2 1 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算 (第 2 号) の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 2 号 平成 2 1 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

- 木村代表理事 それでは、議案第 2 号を提案させていただきます。

議案第 2 号 平成 2 1 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) について、平成 2 1 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) を、別添のとおり定めます。

平成 2 2 年 2 月 1 7 日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算につきましては、規定の歳入歳出予算にそれぞれ 6 1 万 7 , 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 1 , 3 9 1 万 7 , 0 0 0 円とするものでございます。歳入歳出予算補正の内容でございますが、まず歳入では、繰越金では前年度繰越金の確定に伴い、6 1 万 7 , 0 0 0 円の増額とするものでございます。

次に歳出では、振興費で基金積立 1 8 0 万円の増、広報誌の作成、広域観光パンフレットの作成、相楽ふるさと塾などの実施に伴います事業執行残 1 0 8 万 5 , 0 0 0 円の減、予備費 9 万 8 , 0 0 0 円の減額とするものでございます。

以上、平成 2 1 年度特別会計補正予算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

終わります。

- 議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「 なし 」 の声あり)

- 議長 なければ質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「 なし 」 の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 平成 2 1 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第 1 号)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 3 号 平成 2 2 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第 3 号を提案させていただきます。

議案第 3 号 平成 2 2 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について、平成 2 2 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を、別添のとおり定めます。

平成 2 2 年 2 月 1 7 日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成 2 2 年度一般会計予算編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえまして、歳出を厳しく精査し分担金の削減に努めました。

また、各市町村の企画、衛生、消費生活及び財政担当課長会議をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で理事会において決定をし、ご提案させていただくものでございます。

平成 2 2 年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 4, 2 0 0 万円といたしております。前年度比較では 1, 1 0 0 万円、1. 7 %の減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず歳入では、分担金及び負担金 4 億 8, 4 7 9 万 5, 0 0 0 円で、歳入総額の約 7 5 %を占めております。使用料及び手数料は 1 億 3, 7 2 1 万 7, 0 0 0 円で、歳入総額の約 2 1 %を占めております。

次に、歳出につきましては、議会費は 4 2 万 5, 0 0 0 円、総務費は 3, 4 4 4 万円、衛生費は 3 億 2, 8 8 4 万 3, 0 0 0 円、商工費は 1, 2 3 0 万 3, 0 0 0 円、公債費は 2 億 5, 7 0 0 万 9, 0 0 0 円、予備費は 8 9 8 万円をそれぞれ計上いたしております。そのうち、衛生費及び公債費で、予算総額全体の 9 1. 3 %を占めております。

以上、平成 2 2 年度一般会計予算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、事務局より補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

また、ご審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長 提案理由の説明がありました、補足の説明を求めます。

○福田主幹 事務局の福田でございます。

議案第3号 平成22年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、補足の説明を申し上げます。

一般会計予算の総額は前年度より1,100万円減、前年度当初比1.7パーセント減の6億4,200万円となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

最初、3ページの事項別明細書の総括をごらんをいただきたいと思います。

歳入合計で前年度予算と比較をいたしますと1,100万円の減となっておりますが、その主な内容は、大谷処理場運転維持管理業務委託料等により、市町村分担金で426万1,000円の減、し尿くみ取り量の減に伴いますし尿くみ取り手数料の減などでございます。

一方、消費生活センターに係るものとしましては、3款府支出金で1,124万7,000円の増となっております。

歳出では、衛生費で2,253万円の減となっておりますが、大谷処理場運転維持管理業務委託料で約700万円の減、し尿収集運搬業務委託料で約1,400万円の減などでございます。

また、消費生活センター運営費としまして、4款商工費で1,230万3,000円を予算措置させていただいたところでございます。

それでは、予算の主な概要でございますが、歳出からご説明を申し上げますので、7ページをお開き願います。

1款議会費に42万5,000円を計上しておりますが、これは議員報酬及び議会運営に要します経費を措置させていただいたものでございます。

8ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費でございます。1目理事会費に29万8,000円を計上しておりますが、これは理事5名分の報酬及び旅費でございます。

2目一般管理費で3,188万8,000円、ここでは事務局長の報酬、また職員3名分の人件費並びに組合運営に係る諸経費等を計上させていただいたところでございます。

次に、9ページをお願いします。

3目相楽会館費としまして、219万4,000円。相楽会館の管理に伴います会館警備委託料等の直接的な経費を計上いたしてございます。

4目公平委員会費につきましては、前年度と同額の3万2,000円を計上いたしております。公平委員3名の報酬と年1回公平委員会を開きますための旅費を計上させていただいたところでございます。

10ページをお願いします。

10ページでは、2項監査委員費、1目監査委員費といたしまして2万8,000円。これも前年度と同額計上でございまして、監査委員2名の報酬、旅費でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

ここでは3款衛生費でございまして、1項清掃費、1目清掃総務費で69万3,000円の計上をさせていただいております。前年度よりも30万8,000円の減となっております。

次に、2目し尿処理費でございますけれども、3億2,815万円ということでございます。前年度比較では、2,222万2,000円、6.3%の減となっております。主な内容は13節委託料といたしまして3億2,811万4,000円でございます。委託料の説明欄にもありますとおり、一つ目が大谷処理場運転維持管理業務委託料といたしまして、2億100万円を計上させていただいているところでございます。

恐れ入りますけれども、お手元にお配りしております資料集の8ページをあわせましてごらんいただきたいと思います。

資料集の8ページでは、大谷処理場運転維持管理委託業務委託料比較表というタイトルをつけて、18年度から5カ年の委託料の推移の表をつけさせていただいております。特に昨年21年度の契約額と22年度の設計額を比較いたしますと695万3,100円、率としまして3.4%の減で計上をしたところでございます。

この資料集の5ページ、6ページ、ちょっと戻っていただきますと、ここにも22年度大谷処理場運転維持管理契約の設計についてということで資料をつけさせていただいておりますとおり、3番、ユーティリティー関係ということで643万円、7.1%の減と大幅に経費削減を図ったところでありますし、また、経年維持点検補修では、前年度とほぼ同額の約4,900万円を見込んでおり、その内容は7ページに示しているとおり、優先順位の高い25項目の整備工事を計画しているところでございます。

また、大谷処理場の修繕工事にありましては、昨年度は21年度ですね、財団法人日本環境衛生センターによる査定を行いました。22年度の補修工事につきましては、現場と十分調整を行いまして、また、私ども職員で財団法人日本環境衛生センターの廃棄物処理施設技術管理者講習を受講しております。また、その資格を持った職員が2名おりますので、これら2名の職員も現場との十分な査定、調整を行いまして、この25項目を決定したところでございます。

それでは、恐れ入りますが予算書の11ページに戻っていただきたいと思います。

委託料の２つ目に上がっていますが、し尿収集運搬業務委託料であります。１億１，８０３万円を計上させていただいております。し尿くみ取り業務につきましては、従来から６業者に委託をして行っておりますが、構成市町村の下水道整備また合併浄化槽の整備等の普及によりまして、年々し尿くみ取り量が減少傾向であるわけでございますけれども、２２年度の予算につきましては、搬入量を１万７３０キロリットルと見込んでおりまして、前年度当初予算での１万２，０６５キロリットルと比較をいたしますと、１，３３５キロリットル、率としまして１１％の大幅な減ということで計上しております。

そのほか、水質・大気分析業務ということで１００万円、清掃汚泥の処分に６８２万５，０００円、焼却灰の運搬に８９万６，０００円、焼却灰の埋立委託料の方に３６万３，０００円をそれぞれ計上させていただいているところでございます。

前年度と比較しますと、２，２２２万２，０００円の大幅減と見たところでございます。次に、１２ページをお願いしたいと思います。

ここで４款商工費、１項商工費、１目商工総務費ということで、新しく科目を設定をしまして、１，２３０万３，０００円を新規計上させていただいたところであります。

本日、こういうオレンジ色の資料もお手元にご用意をさせていただいていますが、３月１日からスタートします「相楽消費生活センター」に係る経費でございます。

実質的な初年度になります平成２２年度におきましては、組合広報誌や啓発パンフレット等を活用いたしまして、消費生活センターのＰＲに重点を置き、さらに職員や相談員の資質向上を図っていききたいとこのように考えておるところでございます。

また、京都府消費生活安全センターや各市町村との連携によりまして、消費生活講座を計画し、消費者としての意識の向上、正しい知識の習得のための機会の提供も努めたいと考えているところでございます。

予算の中身でございますが、１２ページに戻っていただきまして消費生活相談員３人分を雇用するための人件費、消費者啓発講座に係る講師謝金、センター運営費のほか町村役場への巡回相談のために使用します公用車を１台予算措置させていただいたところでございます。

なお、「相楽消費生活センター」に係ります積算資料及び財源内訳につきましては、恐れ入ります、資料集の１７ページにつけさせていただいております。１７ページをちょっとごらんをいただきたいんですけれども、この資料集の１７ページ、こちらの方に消費生活センター所要経費ということで上がっておりまして、科目のところの一番上の報酬から備品購入費までの経費のうち、積算欄に黒い丸と白丸で示しておりますとおり、全体事業費が１，２３０万３，０００円の中の１，１２４万７，０００円、約９割、９０％が基金対象事業として、府の補助金を見込んでいるところであります。

次に、恐れ入ります、また予算書の１３ページをお願いしたいと思います。ここで

5 款 1 項公債費です。1 目元金、こちらの方では2 億3,814 万1,000 円。また、2 目利子では1,886 万8,000 円を計上いたしております。特に、この公債費の比率につきましても、毎回予算の説明でも申しますとおり全体予算の40%と大きくウエートを占めたところでございます。

次に、予算書14 ページの方では、6 款予備費でございます。898 万円を予算計上させていただいております。この説明欄にありますように内訳としまして純予備費として48 万円、これがし尿くみ取りにかかる部分が850 万円ということで予算措置するものでございます。

続いて、歳入の方に移りたいと思いますが、予算書の4 ページをお願いします。

4 ページの方で歳入がございまして、まずここでおわびなんです、お手元の方に正誤表を入れさせていただいております。1 目市町村分担金の金額に誤りがございます。正しくは、2 億2,778 万6,000 円でございます。おわびして、訂正をお願いしたいとこのように思っております。

まず、1 款分担金及び負担金、1 項1 目分担金でございます。4 億8,479 万5,000 円ということで、前年度と比較をしますと426 万1,000 円、0.9%の減となっております。この内訳が、1 節市町村分担金のところでありますように、2 億2,778 万6,000 円。説明欄にもありますとおり、広域圏分担金で811 万円、相楽会館分担金といたしまして340 万1,000 円、し尿処理分担金としまして2 億1,356 万1,000 円、消費生活センター分担金としまして271 万4,000 円でございます。

また、2 節の処理場更新公債費分担金といたしまして、先ほどの公債費の額ですが2 億5,700 万9,000 円とこのようになってございます。

なお、消費生活センターの分担金につきましては、本日、追加資料を準備させていただいておりますので、これもごらんをいただきたいと考えております。

それでは、市町村ごとの内訳でございますけれども、予算書の15 ページをお開きいただきまして、こちらの方に、15 ページの方には22 年度分担金一覧表ということでつけさせていただいております。

先ほど申し上げましたように、広域圏、相楽会館、し尿処理、消費生活センター、処理場更新公債費ということで、市町村ごとに分担金額を計上させていただいております。

まず、木津川市さんで合計2 億5,509 万8,000 円、構成比としましては、ここに書いてありますとおり52.6%をお願いするつもりであります。それぞれ笠置町から南山城村まで、こういう形で一覧表になってございます。それぞれ分担金条例に基づきまして、割り当てをさせていただいたところであります。

それから、この分担金の内訳等につきましては、16 ページ以降、ずっと明細をつけ

させていただいたところであります。

続いて、また4ページの方へ戻っていただきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料であります。1目会館使用料、相楽会館貸室料といたしまして、前年度同額の40万円を計上いたしております。

次に、2項手数料、1目衛生手数料を1億3,681万7,000円、1,767万5,000円、11.4%の大幅な減となっております。これも先ほどの歳出の委託料の収集運搬委託料と同じことなのですが、し尿のくみ取り手数料を1億1,803万円、1万730キロ分の手数料を見込んでおります。これは、10リットル当たり110円で計上させていただいたものであります。

また、浄化槽汚泥の投入手数料といたしまして1,862万7,000円、9,580キロリットル分、これは1.8キロリットルのバキューム車で5,322台分の手数料を見込んでおりまして、これは収集業者の方から頂戴し、徴収するものであります。

次に5ページなんですけれども、を3款府支出金、1項1目府補助金。これは京都府の消費者行政活性化事業費補助金といたしまして1,124万7,000円を計上させていただいております。

次に、4款繰越金で850万1,000円を計上させていただくものであります。

次に、5款諸収入、1項1目預金利子で銀行預金利子が5万円で、前年度と同額を見込んでおります。

2項1目雑入としまして19万円、6ページでございますけれども、コピーの使用料としまして1,000円、それから財務会計ソフトの使用料として18万9,000円計上させていただいているところでございます。

最後に予算書の26ページ以降では、特別職並びに一般職の給与関係の明細をつけさせていただいております。

最後に、32ページでは、組合債の現在高の見込みに関する調書を作成させていただいておりますので、またご覧いただきたいと思います。

以上、議案第3号 平成22年度一般会計の予算の概要の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山議員。

○9番青山議員 9番、青山です。2点、お聞きをしたいと思います。

まず1点目には、大谷処理場に係る件です。この予算では、歳入歳出の減はいずれも

大谷処理場の投入減によるものだと考えられる説明でした。この大谷処理場ですね、この資料にも書かれてありますけれども、昨年に比べて8.36量が減っています。当初、毎日76キロ投入の予定が、ことしは平均で59ですかね。21年度が59、それで22年度は56という数字で、こういう予算が編成されているという内容になっていると考えるわけですが、全体の投入量も徐々に減っていく傾向にあるのはわかるんですが、どういうふうな理由で減っているというふうにお考えになっていらっしゃるのかということをもっと1点ですね。この資料によりましたら、5年間委託して経過して、今年度から自立的運営管理というふうに書かれていますが、この状況が自立的運転の管理になるということは、以前とどこが違うのかという点をお聞かせいただきたいと思います。

それと、今回先ほどの説明にありました、特にこの運転の契約の点で、特に大谷処理場関係のこの予算が、昨年に比べて645万円削減されているという説明でした。その695万円の削減の内容ですね。どういうところが削減をされて695いったのかということをお聞きをしたいと思います。

それともう1点は、相楽消費生活センターに係る質問です。

先ほどの説明や資料によりますと、今年は予算が組まれているのは先ほどの説明でありましたように、90%が京都府の基金による予算編成であるという説明がありました。設置するのは国の政策ですので、当然、設置するということは消費者の今の問題に対応するという施策ですので、それはまあよしとするとして、この説明のこの計画の中ではこの予算も90%充てる。この内容は21年から23年度までこの経費については京都府の基金があてがわれるというふうになっていますね。ということは、24年以降のことも、特に22年、23年のこの取り組みの内容が大きく反映されるというふうを考えるわけですが、3月1日に開設していただくために、先ほど説明にありました2月22日に完成してやっていただくと、22日に完成して3月1日からいよいよやっていただくということで、いきなり3月1日から相談に来ていただけないと思いますが、この住民が、先ほどの説明ではとりあえずPR、今年度はPRと資質向上の努力をするという説明ですが、やはりこの住民がこの相談に来ていただくなり、問題が解決される、設置された目的にやはりこの達成しなければ設置する意味がないと思うんですね、そういう点では。例えば、ここにはお知らせでこういうふうなことで対応、苦情あっせんやトラブル等いろんな状況も情報提供してとかいろいろ書かれていますが、具体的にこの消費者が相談できるようなそういうPRなり啓蒙なりすることが必要だと思うんです。そういう点では全国どこでもやられているこの被害ですんで、特にどうこうということはないかもわからないですが、やっぱり、住民が利用できるようにアンケートを調査したりとか、より具体的に高齢者に向けてのこのPRであるとか、そういうことが3

月1日から設置するのでこの時期にできるとは思いませんが、そういうことが大変重要だとは思いますが、どのようにお考えなのか、まずは伺いたいと思います。

○議長 事務局長。

○林事務局長 青山議員さんのご質問にご答弁いたします。

まず、大谷処理場の運転管理にかかわるご質問でございますけれども、先ほど説明させていただきましたけれども、資料集の5ページから8ページにかけて書いておるんですけれども、基本的に5ページの方に643万円、前年度と比較しましてマイナスの計画をくんでおります。この中身につきましては、8ページの方に広域それぞれの種目ごとの数字を過去5年間の推移を含めて書いております。人件費から電力費、薬品費、諸経費含めて、最終的に643万円のマイナスという形になっています。

これは、いろんな考え方あるいはやり方があるんですけど、私は実は外部並びに外部監査、こういうものの評価を行いながら、適正な管理をしている、あるいは適正な価格を設定しているということでございます。

ご指摘のように、し尿なり浄化槽が年々5%なり6%減っているということで、当然、そういった量が減ることによって経費が必要でなくなっていく部分がございます。それは、薬品等については、それは直接的に連動する部分でございます。

しかし、それ以外の人件費あるいは電力費、それから消耗品あるいは機械関係の経年維持、これについては連動しないということでございます。

従いまして、今言われる委託をしている京都南部環境事業組合の方にもいろいろしていただいておりますけれども、そのかわり出されました要望書なり必要性のことについては、我々としてもきちんとチェックをし、また第三者の方でもチェックを行った結果、こういった数字になっておるということでございます。

それから、自立的な運転という話がございましたけれども、これも毎年使っているんですけれども、当初、これ合理化対策の一環として、し尿並びに浄化槽の8業者で構成いたします組合に運転管理を任せただけでございますけれども、当初からご心配していただきましたように、実際に今ノウハウを持っていない、あるいは経験がないところにそういったことをすることによって、そういった適切な管理ができるのかと、こういうふうな当初からの心配がございましたけれども、初めの3年間はそれまでお世話になってきた浅野環境サービスのアフター的なフォロー、こういうものを受けながら3年間で、いわゆる3年後できちっとできる技術者の養成を行って、いわゆる4年目から完全に自分たちでできると。そういうところまできたと、こういう意味での自立的な運営という表現をしているところでございます。

それから、2番目の相楽消費生活センターの件でございます。これもご指摘がございましたように、一応、21年度は1年間、それから22、23年度は2カ年ですけれど

も、昨年の9月に消費者庁が設置されまして、全国的に基礎自治体がございます市町村にこういったセンターをつくっていただくということで支援が生まれました。都道府県は必置ですけれども、市町村は共同処理ということになっているんですけれども、相楽地区におきましては京都府の消費生活センターの多大なご援助、ご指導のもとでこういった消費生活に関する相談業務に応えられる体制をつくっていただくということで、当初から計画をしてきたところです。

ただ、24年度以降については、これは22年、23年度の結果を見ながら判断をしていきたいなというふうに思っておりますけれども、ただ、担当課長にはそういった今我々に向けたご指摘については、当然、問題として考えております。我々としては、この実績を踏まえながら、効率的に負担がかからないように、それは工夫してまいりたいなと思っております。

それから3月1日からいきなりやるということですが、確かに事務所の改造等については今やっておりますけれども、一応、2月段階で各市町村の広報誌で3月1日から業務をやっていきますということで、相談に来られましても、また電話等についても対応ができる体制はつくっております。幸い相談員の確保については何とか確保できましたので、3月からそういう体制をつくらうと。京都府の消費生活センターの方からも1カ月間、常時1名は来ていただくという形に、そういう体制がとられたということです。

以上でございます。

○議長 青山議員。

○9番青山議員 大谷処理場運転にかかわっておりますけれども、先ほど695万円、どこが減ったかというのは、改めてお聞きをしましたのは、もちろん5ページの資料に書かれておりますのでよく承知しているわけですが、特にこの上の部分ですね。人件費の分です。これを指摘させていただきたいなと思って、あえてこの3番、4番は理解しているんですが質問させていただきました。

この人件費が前年度よりふえる形になっています。それで4,743万。1から7番の方がこういう理由で、ここでは1から7というふうに書かれていまして、次のページにこの人件費のところで統括の責任者が1人、主任の技師が1人、技師の方が5名と専門職ということが書かれていると思うんですが、この4,743万5,000円を単純に7で割りますと、1人677万の給料ということになりますが、先ほど、冒頭で指摘をさせていただきましたように、投入量もだんだん減る中で、全体の歳入歳出も投入量にかかわって減るこの事業内容の中で、この昨年に比べて減っているところはどちらかといったら薬品とか人件費には関係ないところが減っていますね。ここにメスを入れないんですかと。きょうび、それがいいかどうかは別といたしましても、景気がなかなか低迷

する中で人件費を削減されたりいろんな状況の中で、私たち、たびたび議会のたびに指摘をさせていただいているんですが、南山城村もこの予算全体の中で広域と一部事務組合で出しているお金が大変差額で差が大きいわけです。そういう点では、できるだけ削減するとしたら、必ずしも人件費が削減することがふさわしいとは思いませんが、これはいかがかなというふうに疑問なので指摘をさせていただきましたが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

それから、消費生活センターの件は今後の課題ですので、もちろん年度末には1年間のこの消費生活センターの利用の経過、相談の件数なり相談件数の内容なり、今後の方向性を明確にされると思いますので、そういう報告は必ず当局でされるというご答弁をいただくとして理解をしたいと思います。

○議長 事務局長。

○林事務局長 再度の青山議員さんのご質問にお答えをいたします。

一部事務組合の負担については、非常に各市町村とも非常に大きなウエートを占めておるといってご指摘を我々いただきまして、財政課長会議あるいは関係課長会議等の中でも十分理解をしながら、我々としては最大のあらゆる角度から検討をしまいいりまして、年々、単に量が減るだけじゃなくて中身についてはさらに厳しく精査をして、やはり負担が少ないというふうな形で持っていったところでございます。

人件費につきましては、これは先ほど言いましたいろんな考え方がございますけれども、私たちの当組合においては以前から建設物価に基づいて人件費の算定をしております。これは公務員は全体としては下がっています、ご承知のように。公務員は下がっておりますけれども、建設物価におけるこういった技師関係では、若干ですけれども100円とか150円とかいうそんな金額ですけれども、上がっておることが、今回、若干人件費が何パーセントですか、0.何パーセントですけども上がっているということでございます。

先ほど言いましたように、量が若干減っておりますので、直ちに職員、現場の者の数を減らすということになりますと適正な運営ができませんので、これはちょっと今後の課題だと思いますけれども、一応、予定といたしましては、平成32年、30年から32年ごろに、先ほど言いましたように現在の76キロリットル、1日当たりの能力に対して半減するという時期が来るわけですね。し尿並びに浄化槽合わせて。そのときには、いわゆる槽の排泄、あるいは焼却場、焼却炉ですね、これをそのまま運転を続けるか。それからもう一点あります、現在、加茂町にあります水源池から水を運んでいるんですけれども、これについて続けるのかどうかということも含めて、そのときには大幅な大規模修繕をするということになりますと、その関連で、今、青山議員がおっしゃったように、7人の人員体制も、現在7名ですけれども若干減らしていくということが可能

になるんじゃないかなとこういうことでひとつ計画しておりますので、ご了承願います。

- 議長　ほかに質疑はありませんか。

佐々木議員。

- 佐々木議員　細かい質問ですけれども、最後の方で会館使用料が前年度と同じという予算ですけどね、昨年の議会では、講習室は、消費生活センターの事務所として使うとなったわけで、その部分は当然収入が入らなくなったんだということですよ。にもかかわらず、40万円を計上しているというのは、何らかの収入計画があるという理解でしょうか。

- 議長　林局長。

- 林事務局長　佐々木議員さんのご質問にお答えします。

実質は40万以上入っているんですけども、このセンターの現在講習室につくっている分については、年間、ちょっと正確な数字はありませんが、非常に少ないです。年間稼働回数は、数回でございますので、直ちに予算とかに影響するような額ではございませんので、その旨ご了承いただきたいと思います。

- 議長　ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長　これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

- 議長　挙手全員です。

よって、議案第3号　平成22年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号　平成22年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

- 木村代表理事　それでは、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号　平成22年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について、

平成 22 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を、別添のとおり定めます。

平成 22 年 2 月 17 日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成 22 年度特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,150 万円といたしております。前年度比較では、180 万円、13.5%の減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入では、財産収入は 877 万 5,000 円、繰入金は 265 万円、繰越金は 1 万円、諸収入は 6 万 5,000 円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出でございます。平成 22 年度におきましては、継続事業であります「市町村職員研修」、「相楽ふるさと塾」、「相楽の文化を創るつどい」、「広域圏だより“だい好き！そうらく”」、「ホームページ」、「相楽地区文化交流事業交付金」、「まちづくりシンポジウム」の 7 事業を計画いたしております。これらの事業を推進するための振興費は、1,139 万 5,000 円、予備費は 10 万 5,000 円を計上しております。

以上、平成 22 年度特別会計予算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、事務局より補足説明をいたしますので、ご審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

○福田主幹 では、議案第 4 号の平成 22 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきまして、補足の説明を申し上げます。

特別会計予算の総額は前年度より 180 万円、前年度当初比 13.5 パーセント減の 1,150 万円でございます。

平成 22 年度の実施事業につきましては、お手元の資料集こちらの 24 ページのところに平成 22 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業計画（案）ということでお示しをさせていただいております。22 年度におきましては、ここにありますように従来からの継続事業であります「相楽ふるさと塾」、「相楽の文化を創るつどい」、それから「職員研修事業」、それから「広域圏だよりの発行」、それから「組合ホームページ」、それから「まちづくりシンポジウム」ということで、平成 21 年度に行いました既存の事業、これに引き続き継続して実施をしようというような計画でございます。

さらには、平成 21 年度、昨年度から新しく設けました 3 カ年計画で各市町村の文化事業を支援していこうというようなことの「相楽地区文化交流事業交付金」、こちらの方も 21 年度と同額の 800 万円を計上して、各市町村の国民文化祭・京都に向けた取

り組みなどに支援をさせていただきたい、このような計画を策定しているところであります。

それでは、予算の内容に入らせていただきます。予算書の歳入歳出予算の4ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますけれども、1款財産収入でございます。1目利子及び配当金、ここで877万5,000円であります。説明欄にもありますとおり、このふるさと市町村圏振興事業につきましては、各市町村からの出資金6億3,000万円。それと京都府からの助成金7,000万円、あわせまして7億円の基金を私ども事務組合でお預かりしているところでございます。この基金の管理につきましては、ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例第3条、こちらの方に基づきまして、「金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管をする」とこういうふうな基本的な方針の中で、現在では基金7億円を南都銀行加茂支店の5年の大口定期でお預けをさせていただいております。利率の方が年1.25%、運用益を874万9,000円を見込んでいるところでございます。これは、期間が5年とありますが、平成19年3月30日から24年3月30日までの5年定期であります。ちなみに、現在の南都銀行での5年の大口定期の店頭表示を先ほども確認してきたんですけれども、これが0.25%。全国平均でも0.298%というふうな数値が見られます。

また、7億円以外の基金としましては、下段に書いていますとおり1,583万4,000円がございしますが、これは京都銀行の方の木津支店。こちらの方に1年定期、0.17%で預ける計画でございします。その利息が2万6,000円となっております。

続きまして、2款繰入金を265万円見込んでございます。

また、次に、3款繰越金を1万円計上させていただいております。

5ページの方では、雑入、諸収入としまして、1項1目預金利子、こちらの方で1,000円。それから2項1目雑入といたしまして6万4,000円ということで計上させていただいております。

続いて、歳出でございますけれども、6ページをお願いいたします。

先ほど資料集でも申し上げましたとおり、平成22年度ふるさと市町村圏振興事業（案）に掲げております各事業を行うために1款振興費、1項振興費の方で、1,139万5,000円を計上させていただいております。

まず、1目振興総務費では総務的な経費でございますけれども、76万5,000円を計上しております。次に、2目事業推進費で95万円。これは説明欄にもありますように広報誌「だい好き！そうらく」を年に2回発行しようとするための委託費でございます。1回当たり4万4,000部をつくりまして、全戸配付をお願いしているところでございますし、発行日につきましては7月と1月の年2回を計画しているところでござ

います。

次に、3目事業費につきましては、118万円を計上し、「相楽ふるさと塾」を年に10回、それから市町村職員研修を3回、またホームページのサーバー管理ということにかかる経費を事業費として計上させていただいておるところでありますし、4目広域的事業推進費につきましても、昨年度同額の850万円を計上し進めていく予定にしております。

ここでもおわびなんです、ミスプリントがございまして、備考欄の第17回のところが第18回が正しいので訂正をお願いしまして、第18回の文化を創るつどいの開催事業補助金としまして、実行委員会に対しまして50万円の補助をしている。また、相楽地区の文化交流事業交付金としまして、各構成市町村に対しまして総額800万円をそれぞれ交付をするということで、今日、お配りの資料の中にも800万円の市町村内訳をつけさせていただいております。この額につきましては、平成21年と同額でございます。この額を各市町村で国民文化祭等の文化活動に使っていただきたいという予定でございます。

そして次に、7ページの方では予備費を計上させていただいておりまして、額が10万5,000円を計上させていただいております。

簡単ではございますけれども、以上で議案第4号 平成22年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山議員。

○9番青山議員 昨年並みの事業を実施するという説明がありました。特に資料の24ページで、今、説明をいただきました。この次の25ページですね。その資料を見せいただきましたら、国の方は平成20年12月26日でこの広域圏の施策を終了したというふうに書かれています。京都府の見解ということで、いろいろ協議をした結果、今まであるいろんな事業をもし廃止するのであれば、当基金に含まれる補助金の返還は必要となりますので念のためということが添えられていまして、この右側に京都府の見解が書かれています。これについて、まず1点目は、京都府はわっと書かれていますけど何と言っているんですかというのがまず1点ですね。

それから、2つ目には、こういう国の廃止とか京都府の見解とかいろいろありますが、この広域行政をやっていることとしては、これをどういうふうにされるんですかっていう点をお聞きをしたいと思うんですがいかがでしょう。

○議長 事務局長。

○林事務局長 青山議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、京都府の考え方はどうかと通知がきているわけですが、ここに書いておりますように、国としては広域行政並びに従来のふるさと市町村圏については廃止ですよということは決めておるんですね。続けるか続けないかは、それぞれの基礎自治体である圏域をつくっている皆さん方が、地方の方で決定してください、こういうふうな内容になっております。

京都府はそれを踏まえて、地方自治体では、いわゆる今現在、ふるさと市町村圏をしておりますけれども、これを解散をするということになりましたら、ここにも書いてございます7億円のうちの7,000万は京都府が出資をしておりますので、それは返していただきますよという話なんですね。それについては、先ほど福田の方が言っていたように、22年度並びに23年度の前半なりで総額におけるふるさと市町村圏並びに広域行政をどうするんかということを決めていきたいという内容でございます。

ただ、いわゆる近隣ですね、いわゆる基金が一定の、今回は京都銀行で5年間1.27%ですか、ごめんなさい、南都銀行で1.25%かな。そういうことで、年間900万弱になりましたんで、それは活用した形のふるさと市町村圏事業にはできますけれども、仮にこれが、23年度末で終わりになったときに、その当時の段階で金利が今やったら0.8とかというぐらいのことであればどうなんかなということも含めて、22、23で23年度の当初には結論を出していけるように、そういうことでそのための協議を進めていきたいと思いますということなんです。

結論から申し上げますと、総額については、圏域としては引き続きいろんな課題がございますので、7億の話はともかく、広域的な行政の必要性、それは絶対必要だという認識はございますので、そういうことでございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

青山議員。

○9番青山議員 直接的にこれとは関係ないんですが、話すこういう場所がありませんので伺う機会がないので首長の皆さんが来られていますので、参考までにお聞きをしたいと思うんですが、昨日、テレビを見ていましたら、京都テレビでサントリーと森林を保全していくのにサントリーがお金を出してということで、この首長の皆さんと契約されていたシーンがテレビで報道されていましたが、簡単にどういうことなのか、もし聞かせていただければ、ちょっとお聞きをしたいのですが。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 広域の立場でということではありません。それぞれ、山林が後継者

なしに放置されているという異常な状況の中で、これでいいのかという。だから、サントリーさんは水を有効に活用させてもらっているという社会的な役割を担うためにも、森林保全とかいうことで、ボランティアで社会貢献をしたいんだということで、このように起こっているわけですがけれども、サントリーさんだけではなしに大企業それぞれ日本のやっぱり国土を守るとか、あるいは森林資源を大事に次の代に引き継いでいこうというようなこと等で、非常に積極的にお取り組みをいただいております。

京都府下でもいろんな北から南までお取り組みをいただいておりますけれども、貴重な部分については非常に積極的にこの参画をいただいているという、うれしいなど。特に京都資産森林組合とかもありますし、個人の資産はちょっと難しいと思いますけれども、広域的な資産をどうやっぱりうまく維持させていくかというところに大きなお力をいただいているようであります。

京都府としても、農林水産部の中にモデルフォレストの担当の部署もありますので、そういう人たちもやっぱり企画、講演等も民間との協定の中で積極的におやりいただいているということでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

佐々木議員。

○7番佐々木議員 先ほどの京都府の考え方に戻るんですが、先ほどの局長の話ですと、要するにお金の問題だと別に思わないんですよ。お金の問題で基金の利子が減ってしまったら事業ができないからそのときに考えるというレベルの話じゃないですよ、この話はね。ですから、こういう国の、京都府の総務部長の通達があって、廃止があったと。そのことを事務組合としては議論があったかどうかですね、これに基づいて。理事会なりまたは内部でですね、あるいはその関係市町村の担当課長さんなり、そういうレベルで何らかの議論があったのかどうか。あったんだったら、どういう方向でそれが向いているのかということの確認をいたしたいんです。

例えば、京都府の考え方の4に書いてあるようなね、広域、市町村を超えた調整機能が必要という認識があるというのは、それは一応あるんですよ。その意味と、それから今回この第4号議案で提案されたいろんな文化事業だとかとはまた質が違いますよね。そういう住民も含めたそういういろんな取り組みをやるということと、市町村間の自治体間の調整機能というのは全然違う話だと思うんですよ。どちらかは必要だけどどちらかは必要ない話なのか、今はどちらも必要という結論なのかですね。または今は要るけれども将来財源的にも苦しくなった段階では、例えば各市町村でやっている文化祭的なイベントの重複部分があるんだったらどちらかを統合するとかですね、そういう議論があってしかるべく思うんですが、その点も含めて、あったかどうかも含めてお聞きします。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 おっしゃられていることはわからんでもないわけですが、広域の理事会にも今後のあり方等についても議論をしています。当然、相楽全体のいろんな課題を共同でやっぱり解決していこうという前向きな議論もしているわけでありすけれども、軽々に解散という思いは今のところ持っておりません。

ただ、国の市町村合併が進みまして、もう一つの分担費とかもっと大きな合併が進んだところもありまして、現状の時代にあわないという部分があたりしてですね、当然、地方分権社会の中でそれぞれのやっぱり自治体が、あるいはそれぞれの住民がその責任において計画や事業を進めていくという時代になったということからすれば、今日まで長い間こういうことに欠けてきたことについても一点見直しがされたと、私はそのように思っております。

ただ、この広域事務組合の関係については、幸いにも南都さんが1.25%の金利をいただけるということで、そういうお金をやっぱりそれぞれの事業にも反映をできたらなということで、人づくりの問題とか、あるいは文化をどう育てていくとか、あるいは国民文化祭に対する関連するいろんな事業に役立ててもらえないかということの対応も、こういった恩恵でさせていただいたわけでありすけれども、あくまでも5年ということの中でですね、これが0.15%ぐらいに返ればどうなのかということも、やっぱり一定の想定はあるわけですが、可能な限り、可能な限り相楽のこの管内でいろんなやっぱり事業に挑戦をお互いにしていきたいと。単独でできなければ、市町村で手をあわせてやるやないかということが、まさに消費生活相談センターなんです。それぞれ単独でやっていたら、これまた当然、利便性はいいということにならんかはわかりませんが、そのためには、可能な限り従来と同じように相談員を近くに行ってもらおうということをしてながら、より現実の課題等に挑戦をしていくということもあります。

確かに、この金利を生かすということではありませんけれども、広域の一つの課題として休日急病の患者さんの対応をどうするかというね、こういうことも含めて、可能な限り相楽の圏域の中でお互いにやっぱり連携をしていこうやないかという、前向きな議論もあわせてしているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員です。

よって、議案第4号 平成22年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第5号の提案説明を申し上げます。

議案第5号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、規約を次のとおり変更するものとする。

平成22年2月17日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、城南市町村税滞納整理組合が解散されたことに伴いまして、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少させることについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議するために、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 5 号 京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市市町村職員退職手当組合規約の変更の件を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号 京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市市町村職員退職手当組合規約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成 22 年第 1 回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は、長時間にわたり慎重にご審議を賜り大変ありがとうございました。

議員の皆様の今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 3 時 25 分 閉会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 北 猛

会 議 録 署 名 議 員 宮 崎 睦 子

〃

青 山 まり子